

別表											
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成25年度 諮問受理第163号	平成26年 2 月21日 付け大総務第 e－269号	平成25年11月11日	「権利の濫用」（大総務第 e－3号・e－26号）の「弁護士見解」（記述）分かるもの求める。 資料上「弁護士見解」記述有。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成25年11月19日 付け大総務第 e－170号	情報公開グループ「行政課」取り扱いは、全く理解出来ず、理解可能な「弁護士」対応の回答求める。e－3号・e－26号 P. 5「弁護士」対応・回答記述。（大阪市生活保護法嘱託医「要綱」反する生野区役所、又、「要綱」(2)本庁業務を規定する為、本庁課見解を不正確とか、事実と合致せず、等の不承認続いている）	平成25年12月20日 付け大総務第 e－202号 公開請求却下決定の取消し及び当該公開請求に係る却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成25年11月19日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 1 月17日	処分の取り消しを行い、該当する「弁護士の回答」決定求める。総務局は、「市民局からの引き継ぎ」以外不可より、市民局へも「弁護士の回答」請求。「審査会」事案は、「弁護士の回答」欠如。 指定番号「6227-4033」へ補正依頼の回答書面送信済の為、e－202号は、不相当な主張や、「弁護士の回答」との明示する e－3号とうりの「弁護士の回答」請求は、満たしている。＜又、弁護士の回答を争うのは、職員であり続ける＞
2	平成26年度 諮問受理第 2 号	平成26年 4 月 3 日 付け大総務第 e－12号	平成26年 1 月17日	尚、当時の請求時Vol. 1～13添付する各決定事項・市民の声回答を「一般的」主張（e－決定書）根拠も同じく請求する。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年 1 月29日 付け大総務第 e－252号	請求時の添付するVol. 1～13の表記した市内各当職決定事項・市民の声No. 回答から、「一般的な不平不満」の具体性「具体的に分かるもの」抜粋求め、決定表記求む。（不承認理由値するもの）「不服申立書」の理由付にも、記載有、当職決定事項、市民の声No. からも、抜粋求める。（「一般的」合致するもの全部抜粋せよ）	平成26年 2 月 7 日 付け大総務第 e－261号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年 1 月29日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同年 2 月 5 日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容も公開請求に係る公文書を特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月24日	処分の取り消し、全件求める。社会通念上、一般常識範囲の請求（矛盾の解明）より、保有から、一般公開済の為、情報提供せよ。個人の件は、所管外の為、越権行為示す。（「公」・「不」非公開の記者会見である） 大阪市情報公開審査会は、「個人の件」事案欠如。大情審答申第332号「11」も「不」非公開の答申表示。何故か、大総務第 e－3号「公」は、個人の件有り、収集元不明。「権利の濫用」続行ばかりで、作成根拠不明のままより、「公開条例解釈運用手引き」逸脱する。単に排除必死に有。
3	平成26年度 諮問受理第64号	平成26年 5 月 7 日 付け大総務監第10号	平成26年 2 月 7 日	公益通報する「通報についての連絡」交付は、大阪市個人情報審議会答申一致するのが、「個人情報」と考えるが、不一致や旧年度の「市民の声」交付する「No. 回答」の不一致を「各主張」変動具体化示す。寄って、「矛盾（不一致）は、条例上可求む！	総務局監察課	平成26年 2 月13日 付け大総務監第127号	個人情報保護条例の条文上「可」求める。「解釈運用手引き」一致するもの決定せよ 「情報得ず」（通知書 A）の「通院が無い」不知。 ①大福祉第3281号「異議申立人の件」見解（市民の声No. 7 点）通知書不一致。 ②大福祉第3285号「不非開示」（上記一致）※大健福第1918号（提出済） ③大生支第469号「ケース記録票（H20. 4/1）」注視点「見合わず」 ④大生支第470号「不非開示」（他法活用検討依頼通知欠く） （③④区分は、⑧大個審答申第57号事案を〇〇・〇〇職員供覧済） 前記「答申」の大健福第4419号「理由説明書」公益通報する添明資料内、提出済。区は「否定」するが、「通知書 A」一部一致。（区主張点）一部明示の以上は、調査資料の「社援保発第0929003号①②・社援指発第0929001号①②」の「レセプト一斉点検」①②基ついた統括様式（大健福第1916号「局→24区」①②④指導④様式交付。社援第2700号「レセプト解釈規定」の根拠基づく、病状照会する「大健福第6151号（決定書）」提出済。（調査資料内有）	平成26年 3 月 7 日 付け大総務監第139号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年 2 月13日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月28日付けで補正依頼に対する回答書の提出があったが、当該回答書の記載内容も公開請求に係る公文書を特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを行い、全公開求める。「改訂増補生活保護法の解釈と運用」法第50条部分示す。 大総務監第125号「不」非開示は、「保護課（異議申立人の件）見解一致欠如示す。大福祉第3572号「不」非公開不一致。 「第12章（I C D 10）」大生保生第1085号「公」（答申第345号）、大政第188・e－358号「公」の「要綱」2点。第3－1 (3)ア「行政指導」（発行事前）「福祉のあらまし（冊子）」「厚生労働省HP 公「自立支援医療の概要」（大生保生第1099・1170号） 「厚生労働省告示第158号（H18. 3／28）」、大生保生第609号「開（レセプト5点）」、大福祉第3281号「開（市民の声6点）」は、3284・3285号「不非開示有。
4	平成26年度 諮問受理第65号	平成26年 5 月 7 日 付け大市民第83号	平成26年 3 月 6 日	別紙 教委小中第2918号（H24、12／27）の別添(2)法務省管警第123号は、市民局企画調整課、市教委国際理解課「後援事案の前歴経歴問わず」主張（理由説明書）も認めず、大市民第6110号内「〇〇弁護士相談記録」も「前歴経歴問わず認めず＝問うべき見解示す」記載から、「逆論」主張根拠求める。	市民局人権企画課	平成26年 3 月17日 付け大市民第1606号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 3 月31日 付け大市民第1683号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、記載内容が不明瞭なため、公開請求されている情報を特定することができないことから、平成26年 3 月17日付け大市民第1606号で補正依頼を行ったところ、3 月27日付け補正依頼に対する回答書にて、補正に応じない旨の回答があり、また、同回答書の補正後（補正内容）に記載されている内容からも公開請求されている情報を特定することができないため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを求め、「法令」逆説する主張根拠「公開」せよ。公務員は、法令遵守義務（地公法第32条）より、「根拠」要す。大市民第6016号「弁護士相談の有り方」は、専門家の弁護士を表明し、「識者」の弁護士委員着任する「本事業」多々有。識者「有識者」呼称。規定「不」非公開は、実施機関決定事項。 「請求」とうり。後援規定「不」非公開→「理由説明書」（憲法・社会教育法等の情報提供）から、「通達」加味され、「法第79号」「法第145号」「政府官報第135号」「文初財第464号」等の「特別永住者は、日本人と同等扱いする」見解（政令・省令）、「人種差別禁止」（法令）、免責は無い。
5	平成26年度 諮問受理第130号	平成26年10月 9 日 付け大生保生第 903号	平成26年 7 月10日	大生保生第399号「不承認」件、生保生第73号「開」件（指導の各議書）→「ケース記録票」大健福第6054・1098号「〇〇主張」大総務第 e－3・e－26・e－9号「〇〇主張」大市民第6121号「〇〇主張」大生総第106号・大総務監第54号「〇〇主張」通知書 A 大生総第84・52号「〇〇主張」以上の「職員」主張の「医師法第20条」免責・免除するもの法令規定	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 7 月16日 付け大生保生第 458号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 7 月31日 付け大生保生第 523号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年 7 月16日に補正を依頼したが、7 月28日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正内容欄に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため。	平成26年 8 月29日	大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17「保護課見解」非該当者）大情審答申第272号別表 1 の市民の声回答 5 点中「市民の声No. 0967-10056-001-01」生活保護手帳 P. 338「精神医療取扱要領」判定 6・7 貼る主張は、社援第1533号「不」（非公開）件相違有。「社発第727号」第 2・第 7「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。「生活保護法第4条」大生保生第547・604・624号「不非公開（「神経症」規定欠如・「神経症」該当資料欠如）件は、大情審答申第332号「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
6	平成26年度 諮問受理第131号	平成26年10月9日 付け大生保生第 905号	平成26年7月31日	刑法第193条に基づき、「合致求む」 請求が、各職「補正依頼する特定出 来ず」開却（大生総・大総務監・大 総務eー類・大生保生・大市民） は、情報共有欠如示すものから、条 例上個別の「個人情報」不一致違反 する「〇〇主張」関係より、「職権 濫用」事例求める。	生野区役所保健福 祉課（生活支援）	平成26年8月7日 付け大生保生第 575号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年8月21日 付け大生保生第 635号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容では、 本件請求に係る公文書の特定ができ なかったため、平成26年8月7日に 補正を依頼したが、8月12日に補正 に応じないとする回答があった。ま た、回答書の余白欄に記載があった が、その内容も不明確なものであ り、本件請求に係る公文書の特定が できず、請求の要件を満たさないた め	平成26年8月29日	大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17「保護課見解」 非該当者）大情審答申第272号別表1の市民の声回答5点中 「市民の声No.0967-10056-001-01」生活保護手帳P. 338 「精神医療取扱要領」判定6・7貼る主張は、社援第1533号 「不」（非公開）件相違有。「社発第727号」第2・第7 「精神医療取扱要領」規定中「神経症」欠如。「生活保護法 第4条」 大生保生第547・604・624号「不非公開（「神経症」規定欠 如・「神経症」該当資料欠如）件は、大情審答申第332号 「件」・大個審答申第57号「大生支第470号」不非開示件 有。「自立支援医療」申請欠如する異議申立人。
7	平成26年度 諮問受理第139号	平成26年10月10日 付け大総務第eー 218号	平成26年8月25日	H25年度の「情報公開制度の市民学 習会」情報公開グループ主催＝会場 「難波市民学習センター」一室（秋 頃）での講師「〇〇弁護士」論説す る「権利の濫用」話し合い解決すべ き公言が、一向に話し合い拒否する 市職員、「権利の濫用」条例案欠 如、「権利の濫用」理由規定「客観 的に理解し得明示欠如、等々から、 「権利の濫用」「法令」上求める。	総務局行政課（情 報公開グループ）	平成26年9月1日 付け大総務第eー 188号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年9月10日 付け大総務第eー 193号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年9月 1日付けで大阪市情報公開条例第6 条第2項に基づき補正を求めたところ、 同月5日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第1項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年9月18日	処分の取り消しを行い、「法令」上決定せよ。（日本は、法 治国家） 「答申」第272号・332号の「不」件（6・7押印法的根拠欠 如・「神経症」規定（有るもの欠如）欠如）示す。「神経 症」争う。「著しく」争う 職員の決定事項「権利の濫用」交付（公却）の補正依頼は、 条例第6条違反。職員の言動を市民は、義務生じず。請求と うりの決定せよ。 ※「答申」件義務負う「職員」規定（地公法第32条）
8	平成26年度 諮問受理第148号	平成26年11月10日 付け大総務第eー 241号	平成26年9月1日	大総務第eー128号「公」件（条 例）は、eー184号「補正依頼」す る「不服申立て件の第12章・13章不 明を8／29PM1：30～〇〇代理 「不明確」主張だが、大生支第470 号「不非開示」件・大生保生第574 号・604・624号「不非公開」件・大 健福第5580・6290・1951・2026号 「不非公開」件「答申」不満の職員 判明する為、「答申」案件の免責規 定求める。	総務局行政課（情 報公開グループ）	平成26年9月10日 付け大総務第eー 194号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年9月17日 付け大総務第eー 202号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年9月 10日付けで大阪市情報公開条例第6 条第2項に基づき補正を求めたところ、 同月12日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第1項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年9月29日	大総務第eー3・eー26・eー9号「〇〇書面」件・eー 195号「公」件（H26. 9／10）・eー128号「公」件（H 26. 7／24）は、条例上の「整合性」が、不明確かつ不的確 の為、地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条規定の当 然の法理を判明せず。 大生支第470号不非開示件と大情審答申第272号の整合性。 人事室の「理由説明書（最大限のパフォーマンス）」・市政改 革室の「理由説明書」等の組織連帯責任「法的義務」負う市 政の有り方分からず、原則「整合性・一貫性」を「職員」 個々の免責する市規定求める。又、法律等々「免除」求め る。
9	平成26年度 諮問受理第149号	平成26年11月10日 付け大総務第eー 243号	平成26年6月19日	情報公開グループは、平成25年3月 21日「記者会見」実施するに至り、 「大総務第eー3号」（〇〇書面） 作成を明示「件」の関係当職問「合 意」得ていると分かるもの、「稟議 書」求める。	総務局行政課（情 報公開グループ）	平成26年6月26日 付け大総務第eー 91号	「当職」合意分かるもの、並びに、 「稟議決済書」を求める。	平成26年7月10日 付け大総務第eー 109号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年6月 26日付けで大阪市情報公開条例第6 条第2項に基づき補正を求めたところ、 同年7月3日付けで補正依頼に 対する回答書の提出があったが、当 該回答書の記載内容も公開請求に係 る公文書が特定できないことから、 同条第1項に規定された請求要件を 満たしていないと認められるため	平成26年7月31日	「福祉のあらまし」、第12章「ICDー10」大阪市総合福祉 システム（所属マニュアル「自立支援医療（精神通院）」）、 第13章「病状把握について」大阪市生活保護の基礎知識冊子 （答申第316号）大健こ第258・273・580・145号「不非公 開」件、等々や答申「不非公開」件の関連性示すもの。「個人」 公表する生野区女性件の法令上「合意」分かるもの要 す。 大人事第19号「公」資料（職員は、知識豊富）、職員人材育 成宣言・職員行動宣言、服務規律行動宣言、等々「地法公務 員法第35条」とうり、組織パフォーマンス「連携・連帯責 任」法令根拠「地公法第32条」実践する上の同法第28・29・ 33条違反せず、市民サービス「最善の利益」尽くすもの分か るもの要す。
10	平成26年度 諮問受理第167号	平成26年11月18日 付け大総務第102 号	平成26年9月12日	総務局総務課は、「答申」調査資料 を熟慮せず、「答申」での「不非公 開」件（規定・事例・判例、等欠 如）・「不非開示」件（「答申」調 査資料上の「個人情報」欠如等々） が、熟考出来ず、情報公開G〇〇職 員（代理）は、「答申」調査資料を 免責分かるもの求める。	総務局総務課（総 務グループ）	平成26年9月19日 付け大総務第69号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月1日 付け大総務第75号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年9月 19日付けで大阪市情報公開条例第6 条第2項に基づき補正を求めたところ、 同月24日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第1項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年10月23日	個人情報保護条例・公開条例を違反。 「補正依頼」は、職権濫用（地公法第33条→刑法第193条） 示す回答している。 「 <u>カ</u> 」する公却「特定出来ず」、開示「特定出来ず」等々の 却下件23回（件）以上有り、答申調査資料の熟考や答申事案 件熟慮を欠く行為。又、「分かる様に書いて下さい」（〇〇 代理）主張続く答申見解否認。行政不服審査法違反。 大個審答申第57号（H25. 3／15）の大生支第470号「不非 開示」件は、生活保護法第4条解釈する見解、障害者自立支 援法解釈する見解（当時・現在の障害者総合支援法解釈同じ く）を不明確とする記者会見（H25. 3／21）は、答申第 332号「大生保生第574・604・624号「不」件をも不明確の主 張した趣旨である。（生野区は、神経症示す行政資料の取 得・作成欠如）
11	平成26年度 諮問受理第171号	平成26年11月21日 付け大市民第613 号	平成26年9月25日	組織とは、市政全体の「整合性」原 則。市民の声No.1410-20033-001-01 回答上、「組織」強調する「個人」 免責（自己責任）は、「宣言類のみ 成らず、大阪市職員基本条例・倫理 規則を相反。制度の乱入否認なら ば、自立支援医療制度資料「保有」 分求める。この間、欠如する「不」 非公開や個人情報欠如「不非開示」 続くのは、乱入示す。	市民局総務課（総 務グループ）	平成26年10月7日 付け大市民第449 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月16日 付け大市民第490 号 公開請求却下 決定	公開請求書の「請求する公文書の件 名又は内容」欄の記載内容が不明確 なため、請求されている情報を特定 することができないことから、平成 26年10月7日付け大市民第449号に より補正依頼を行ったところ、同年 10月14日付け補正依頼に対する回 答書の提出があったが、補正に応じ ない旨の回答があり、また、同回答 書の「補正後（補正内容）」に記載 されている内容からも公開請求され ている情報を特定することができな いため。	平成26年10月23日	大個審答申第57号「大生支第470号不非開示件以降は、虚 偽。 答申尊重欠く為、答申事案件「大市民第6014・6127号」不非 公開件の整合性求める処分の取り下げせよ。大生支第470号 「不非開示」件（H22. 2／17）行政処分を争えず、大生保 生第16号「不非開示件」有 弁護士・職員は、個人情報の確扱う義務負う「弁護士法・地 公法」大生支第469号「ケース記録票（H20. 3／31・4／ 1）」は、市民局承知の元、逆説作成する「〇〇件」大市民 第6121号作成するまとめ「個人情報」無い。単に共謀行為 「まとめ」だが、大福祉第899号「不非開示」件合致欠く 「〇〇」と「〇〇」の相違から、〇〇単独犯判明「越権」。 （違法）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
12	平成26年度 諮問受理第173号	平成26年11月21日 付け大市民第619号	平成26年 3 月28日	別紙の「公開請求」を市民局「補正依頼」の別紙欠く為、3 / 26総務課〇〇係員に電話問い合わせするも、「要領」得られず、「的確な回答不可」より、再請求す。	市民局総務課	平成26年 4 月 7 日 付け大市民第 6 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 4 月11日 付け大市民第32号 公開請求却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、記載内容が不明瞭なため、公開請求されている情報を特定することができないことから、平成26年 4 月 7 日付け大市民第 6 号で補正依頼を行ったところ、4 月 9 日付け補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じない旨の回答があり、また、同回答書の補正後（補正内容）に記載されている内容からも公開請求されている情報を特定することができないため	平成26年 5 月 7 日	処分の取り消しを求め、「特定」する通達関係大市民第32号件、「個人」まとめの自己情報明示する大市民啓第 8 号件や、職員単独「私見」改善せよ大市民啓第 8 ・ 9 号件。条例第13条反す本件らの処分示す。 市民局「諮」件は、基本的人権侵害（憲法13・14・19・21・25・26・98条 2 項・99条等々） 大市民第6123号「在特会対策」は、法第79・145号反す、在日コリアン 4 世教育権を「子どもの権利条約」反す。 大生保生第1396・1397・1398・15・16・17号「不」非開示提出済より、閲覧上明白な「生野区は、6121号を「一般的」明示する「異議申立人情報」否定から、ダイバシティー単課作成具現化。大福祉第3281号「開」（市民の声 6 点）を相違する越権行為（〇〇職員作成6121号）。

（注）（え）欄、（き）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。